

生殖補助医療の類型と親子関係

	卵子由来者(血縁上の母)	精子由来者(血縁上の父)	懐胎・分娩者	養育(予定)者	一般的な呼称等
1	妻	夫	妻	妻・夫	配偶者間体外受精/人工授精(AIH)
2	妻	ドナーM	妻	妻・夫	精子提供, 非配偶者間体外受精/人工授精(AID)
3	ドナーF	夫	妻	妻・夫	卵子提供, 非配偶者間体外受精
4	ドナーF	ドナーM	妻	妻・夫	胚提供
5	妻	夫	第三者	妻・夫	代理懐胎(借り腹, host mother, IVF surrogacy)
6	ドナーF	夫	ドナーF	妻・夫	代理懐胎(代理母, surrogate mother, traditional surrogacy)
7	妻	ドナーM	第三者	妻・夫	代理懐胎(借り腹+精子提供)
8	ドナーF	夫	第三者	妻・夫	代理懐胎(借り腹+卵子提供)
9	ドナーF	ドナーM	第三者	妻・夫	代理懐胎(?)

※「第三者」とは、夫、妻、ドナー以外を指す

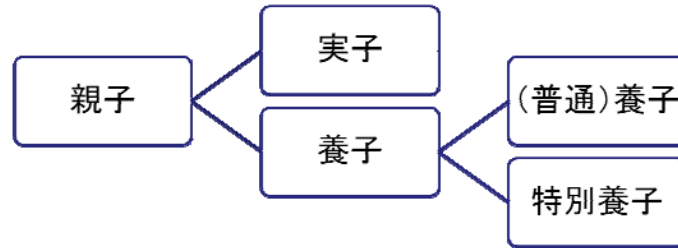
1

報告書案の考え方

- 代理懐胎の許容性と代理懐胎によって生まれた子の法的地位との連動を、当然の前提とはしない。
- 代理懐胎ないし生殖補助医療によって生まれた子の法的地位を確定する基準を明確にする。
- 代理懐胎によって生まれた子の法的地位を民法の枠内で考える。

2

民法典における親子類型



親子関係の成立(定立)と効果

	実子				養子		
	嫡出子		非嫡出子		特別養子	(普通)養子	
	父子関係	母子関係	父子関係	母子関係			
親子関係の成立(定立)	民法772条による「推定」	民法の規定なし。ただし、解職上、分娩の事実により当然発生	任意認知、または、認知の訴え	民法の規定では父子関係と同様。ただし、判例上、分娩の事実により当然発生=認知不要	養親となる者の申立てに基づく家庭裁判所の審判	当事者の合意に基づく養子縁組の届出	
親子関係の否定(切断)	原則として、嫡出否認の訴え	民法の規定なし。ただし、判例では、母子関係不存在確認の訴え	認知無効の訴え	民法の規定では父子関係と同様。ただし、判例では、母子関係不存在確認の訴え	離縁は、家庭裁判所の審判によるが(養親からの請求は不可)、認められるのは、極めて例外的な場合のみ	当事者の合意または裁判による離縁	
親子関係成立の効果	一般	親権、相互の相続権・扶養義務などが発生					
	氏	父母の氏	原則として母の氏、父の認知があれば父の氏への変更可		養親の氏		
	戸籍身分事項欄の記載	出生届出により入籍			養子本人の戸籍から入籍	養子縁組により実父の戸籍から入籍	
	戸籍続柄欄の記載	「長男」「長女」…				実親の氏名の下に「長男」「長女」等、養親の氏名の下に「養子」	
	住民票続柄欄の記載	「子」(1995年～)					

現段階の報告書案の方向性

- 代理懐胎の場合であっても、分娩者＝母ルール適用に合理性・妥当性がある。
- 子の福祉の観点から、代理懐胎によって生まれた子と依頼夫婦との間の、養子縁組または特別養子縁組による親子関係定立を認める。
- 外国で生まれた子の法的地位についても、国内で生まれた子と同様に考える。
- 試行が考慮される場合についても、分娩者＝母ルールを原則とする。